

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 三
- 道路の区域を変更する件 三
- 道路の供用を開始する件 三

公 告

- 一般競争入札を行う件三件 三
- 落札者を決定した件 七
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 七
- 福島県教育委員会教育長 一般競争入札を行う件 六
- 福島県選挙管理委員会 福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程 六
- 福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程の一部を改正する規程 六
- 福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程 六

告 示

福島県告示第六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年二月十二日から同年三月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
片倉フィラチャー 福島県いわき市平字三倉六十八番地一ほか

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年二月十二日から同年三月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
アピタ会津若松店 福島県会津若松市神指町大字南四合字幕内南百五十四番ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年二月十二日から同年三月十二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン八山田 福島県郡山市八山田第二土地区画整理地内百二十一街区二号ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県中建設事務所で平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 田母神線	田村郡小野町大字小野 山神字畑田三三三番地 先から 同 郡同 町大字小野 山神字居矢ノ目七〇番 四地先まで	変更前 A 八・五〇 一四・〇〇	A 八・五〇 一四・〇〇	六三・五〇
		変更後 B 六・三〇 一四・〇〇	B 六・三〇 一四・〇〇	六三・五〇 七七・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十八年二月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小野田母神線	田村郡小野町大字小野山神字畑田三三三番地先から 同 郡同 町大字小野山神字居矢ノ目七〇番四地先まで	平成二十八年二月十二日

(道路計画課)

公 告

公告第31号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
平成28年2月12日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県税務システム維持管理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県庁(福島県福島市杉妻町2番16号)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去3年以内に、仕様書に定める業務内容と同等程度の業務の履行経験を有する者であること。

- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者又は同一般財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年3月8日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県総務部財務総室税務システム課
電話024-521-7731
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年3月8日（火）午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において平成28年2月12日（金）から同月29日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成28年2月29日（月）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
(1) 日時 平成28年3月25日（金）午前10時
(2) 場所 中町ビル4階会議室（福島県福島市中町1番19号）
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年3月24日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 入札の効力
本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成28年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。
なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 10 その他
(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 11 Summary
(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and Operation of Taxation System for Fukushima Prefectural Government 1set

- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 25 March 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 24 March 2016
- (4) Contact point for the notice : Taxation System Division, Finance Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7731
(税 務 シ ス テ ム 課)

公告第32号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム改修（税制改正及びOSS導入対応）業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年2月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県税務システム改修（税制改正及びOSS導入対応）業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月26日まで
- (4) 納入場所 福島県総務部税務システム課（福島県福島市杉妻町2番16号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 3に規定する資格の確認の申請の日から起算して過去5年以内に都道府県において税の賦課徴収に関するシステム構築又は詳細設計をした実績を有する者であること。
- (5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会の情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度におけるISMS（JIS Q 27001（ISO/IEC 27001））認証を取得している者又は同一般財団法人のプライバシーマークの付与を受けている者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年3月8日（火）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日午後5時15分までに必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部財務総室税務システム課

電話024-521-7731

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、平成28年2月12日（金）から同月29日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成28年2月29日（月）午後5時15分までに必着で請求

- すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成28年3月25日(金) 午前11時
 - (2) 場所 中町ビル4階会議室(福島県福島市中町1番19号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年3月24日(木)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 入札の効力
- 本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成28年4月1日以降で予算の執行
が可能となったときに、入札の効力が生じる。
- なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結さ
れなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。
- 11 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required : Revision of Taxation
System for Fukushima Prefectural Government 1set
 - (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 25 March 2016
 - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 24 March 2016
 - (4) Contact point for the notice : Taxation System Division, Finance Section,
General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16
Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7731
(税務システム課)

公告第33号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける県庁舎等清掃業務の委託につい
て、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手
続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福
島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。
平成28年2月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 県庁舎等清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 共通仕様書及び特記仕様書による。
- (3) 履行期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
- (4) 履行場所 特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき知事が定めた次に掲げる資格を有する者であること。

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成28年4月1日に当該登録を受けていることが事実であること。

イ ビル管理法第12条の2第1項第7号に掲げる事業について同項の規定により都道府県知事の登録を受けていること又は平成28年4月1日に当該登録を受けていることが事実であること。

ウ ビル管理法第2条第1項に規定する特定建築物又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院において、業務対象延べ床面積10,000平方メートル以上の清掃業務を、平成25年1月1日以降、12月以上継続して履行した実績を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書に2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年3月3日（木）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県総務部文書管財総室施設管理課

電話024-521-7080

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年3月3日（木）午後5時15分まで必着とする。

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年2月12日（金）から同年3月3日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。

(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。

6 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成28年3月25日（金）午後1時30分

(2) 場所 福島県庁仮設庁舎2階会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年3月24日（木）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着のこと。

なお、持参又は郵送により提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

7 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、平成28年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。

なお、入札の効力が生じなかったことにより、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

10 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108

分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 本件は、低入札価格調査制度適用業務である。
- (4) 落札者の決定方法 入札説明書による。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Prefectural Government Office Cleaning Service 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 25 March 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 24 March 2016
- (4) Contact point for the notice : Facilities Management Division, Archives&Property Management Section, General Administration Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7080

(施設管理課)

公告第34号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁西庁舎免震化改修1期(建築)工事の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年2月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県庁西庁舎免震化改修1期(建築)工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成27年12月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
大成建設株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
- 5 落札金額
2,172,960,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成27年11月6日

(施設管理課)

公告第三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年二月十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十九日

二 名称

特定非営利活動法人陽だまりの道

三 代表者の氏名

齋藤 ひとみ

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市南矢野目字高田後一番地の九

五 定款に記載された目的

この法人は、「福島県内の高齢者及び障害を持つすべての人々」に対して、「自立した生活の支援」に関する事業を行い、もって地域の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

福島県教育委員会教育長

公告第1号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育センターほか100施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年2月12日

福島県教育委員会教育長 杉 昭 重

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の件名及び数量 福島県教育センターほか100施設の電気供給業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 供給期間 平成28年6月1日から平成29年5月31日まで
- (4) 供給場所 福島県教育センター（福島県福島市瀬上町字五月田16番地）ほか100施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てををしている者若しくは申立てをなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てををしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
- (5) 特定規模電気事業者にあつては、福島県が示す予定使用電力量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)（特定規模電気事業者にあつては2の(4)及び(5)）に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年3月4日（金）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県教育庁財務課
電話024-521-7754
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年3月4日（金）午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、平成28年2月12日（金）から3月4日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、250円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成28年2月26日（金）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 平成28年3月28日（月）午後2時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎9階教育委員室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年3月25日（金）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県教育委員会教育長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required : Electricity Supply for use at Fukushima Prefectural Education Centre and 100 other facilities 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 28 March 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:15 p.m., 25 March 2016
- (4) Contact point for the notice : Finance Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8688 Japan TEL024-521-7754

(財 務 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二号

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会規程（昭和四十四年福島県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

別表第三第十一号及び第十二号中「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号）の規定による公文書の開示の請求に対する決定又は福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号）の規定による開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に対する決定（以下これを「決定」という。）についての不服申立てであつてこの規程の施行の日前にされた決定に係るものについての改正後の福島県選挙管理委員会規程別表第三の規定の適用については、なお従前の例による。

福島県選挙管理委員会告示第三号

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成七年福島県選挙管理委員会告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

様式第六号、様式第七号、様式第十一号、様式第十四号、様式第十五号、様式第二十一号及び様式第二十二号中「60日」を「3か月」とし、「異議申立て」を「審査請求」とし、「決定日」を「裁決日」とし、「決定の日」を「裁決の日」と改める。

様式第二十五号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」とし、「不服申立てに係る」を「審査請求に係る」とし、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」と改める。

附 則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第五条の規定による改正前の福島県個人情報保護条例（平成六年福島県条例第七十一号。以下「改正前の条例」という。）第十五条第二項、第二十一条第二項若しくは第二十一条の七第二項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（以下これらを「処分」という。）又は改正前の条例第十一条第一項、第十九条第一項若しくは第二十一条の四第二項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下これらを「請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた処分又は整備条例の施行の日前にされた請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県選挙管理委員会が取り扱う個人情報保護に関する規程（以下「改正後の規程」という。）

第二条第三項第七号及び第二十一号、様式第十一号並びに様式第二十五号の規定の適用については、改正後の規程第二条第三項第七号中「条例第二十二條の三」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項において「整備条例」という。）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の条例第二十二條の二」とあり、改正後の規程第二条第三項第二十一号中「条例第二十二條の二」とあるのは「整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第五條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第二十二條の三」とあり、改正後の規程第二条第三項第二十一号中「条例第二十二條の二」とあるのは「整備条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第五條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第二十二條の三」とあり、改正後の規程様式第二十五号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」とあり、「福島県個人情報保護条例第二十二條第一項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号）附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第五條の規定による改正前の福島県個人情報保護条例第二十二條第一項」とあり、「審査請求に係る」とあるのは「不服申立てに係る」とあり、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とある。

福島県選挙管理委員会告示第四号

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

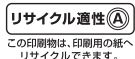
福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県選挙管理委員会告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

様式第三号、様式第四号及び様式第九号中「60日」を「3か月」と、「異議申立て」を「審査請求」と、「決定日」を「裁決日」と、「決定の日」を「裁決の日」と改める。様式第十号中「対する不服申立て」を「対する審査請求」と、「不服申立ての内容」を「審査請求の内容」と改める。

附則

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下「整備条例」という。）第六条の規定による改正前の福島県情報公開条例（平成十二年福島県条例第五号。以下「改正前の条例」という。）第十一条第一項若しくは第二項の決定（以下「開示決定等」という。）又は改正前の条例第五条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであつて整備条例の施行の日前にされた開示決定等又は整備条例の施行の日前にされた開示請求に係る不作為に係るものについての改正後の福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第七條第四項、第十一条、様式第九号及び様式第十号の規定の適用については、改正後の規程第七條第四項中「条例第二十一條」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号。以下この項及び第十一条において「整備条例」という。）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十一條」とあり、改正後の規程第十一条中「条例第二十條」とあるのは「整備条例附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる整備条例第六條の規定による改正前の条例第二十條」とあり、改正後の規程様式第九号中「第21條」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第六條の規定による改正前の福島県情報公開条例第二十一條」とあり、「3か月」とあるのは「60日」とあり、「審査請求」とあるのは「異議申立て」とあり、「裁決」とあるのは「決定」とあり、改正後の規程様式第十号中「対する審査請求」とあるのは「対する不服申立て」とあり、「福島県情報公開条例第十九條第一項」とあるのは「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（平成二十七年福島県条例第百十号）附則第五項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第六條の規定による改正前の福島県情報公開条例第十九條第一項」とあり、「審査請求の内容」とあるのは「不服申立ての内容」とある。



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行所 福 島 県 報 株式会社 第一印刷